



農地への植林は 「転用の許可」 が必要です。

富士川町農業委員会・産業振興課農林振興担当

電話 0556-22-7202

農地はそれぞれの区画がまとまっていることで耕作が効率よくおこなえます。農地と山林・農地と住宅などが混在すると営農条件が悪くなります。

集団的な農地を守るうえから、農地に杉・ひのき・その他の木を植林するときは、**許可が必要です。(農地法第4条)**

「農振農用地や集団的な農地」

～木を植える・家を建てる・駐車場にするなどのすべての転用が
できません。

「中山間地直接払のおかねをもらっている農地」

～木を植える・家を建てる・駐車場にするなどのすべての転用が
できません。

「宅地などと混在する農振除外の農地」

「周囲が山林で、そのなかに孤立している農振除外の農地」

～転用が可能です。ただし植林により周囲の農地が日陰になるなどの被害が予想されるときは、転用が許可されません。

農地法第92条

「次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

1. 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項・・・略・・・の規定に違反した者」

具体的な地番は産業振興課においでの上、ご確認ください。

電話でのお問い合わせはできません。